

# 農地を転用するには許可が必要です

## \*農地の転用とは\*

○農地を住宅・建物・倉庫敷地、駐車場、資材置場、植林、池、墓地など農地以外の用途を目的に転用することです。

工事用地や資材置場などのために一時的に使用することも同様です。

○ 転用予定地が農業振興地域内の農用地区域内であれば、事前に農用地区域から除外しなければなりません。(問い合わせ先：産業課 電話 79-2213)

## \*農地転用申請受付期間\*

◆原則毎月 10 日締め切り（受付）

◆農業用倉庫等軽微な転用（用地 2a 未満）の届出は随時受け付けます。

※ 申請を審議する会議は毎月 21 日に予定しています。

（会議及び議事録は公開されています。）

転用許可申請をするには申請書に次のような書類を添付します。

- ① 申請する土地の謄本（登記事項証明書）
- ② 申請地を表示する公図の写し
- ③ 申請地と周辺の分かる位置図
- ④ 申請地と隣接する土地への被害防除計画
- ⑤ 事業計画書（必要に応じて）
- ⑥ 土地利用計画図又は造成計画平面図（場合により断面図）
- ⑦ 建物の配置図、平面図、立面図
- ⑧ 土地改良区の意見書

※農地を農業経営上必要な倉庫や作業場、畜舎等の施設に転用する場合は農業委員会への届出や許可申請が必要です。しかし、自分の農地の保全又は利用上必要な農耕用の道路、用排水路等の施設に転用する場合には許可は要りません。

## \* 違反するとこんな罰則が \*

許可を受けずに工事に着手すると、農地法違反として県知事が工事を中止させ元の農地に復元させることがあります。これに従わない場合は 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下）の厳しい罰則が適用されることがあります。

## \*農地改良にご用心\*

土を入れ 3 枚の田を 1 枚にする。湿田に土を入れかさ上げする等、農地の現況を変える場合「農地改良届」が必要です。

業者が農地に残土を搬入してそのまま放置したり、産業廃棄物を埋めたりし問題となった町もあります。十分な注意をしてください。